

# 旧制大学の歩み

大島隆雄

(愛知大学名誉教授)

## はじめに

考察の時期と対象：ここでは明治維新後、日本において啓蒙主義的な西洋型大学が設立され、その後それは旧制大学として発展をみるが、しかし第二次世界大戦後まもなく、1949（昭和24）年それが廃止されて、新制大学へ転換するまでの時期について考察する。その場合、3年制の旧制高等学校や予科をおえて入学した本来の旧制大学だけでなく、中等教育をおえて入学できた旧制専門学校をも視野にいれて、すなわち旧制の高等教育機関全体を考察対象とする。その理由は、戦前すでに、愛知大学の前身校といわれる東亜同文書院をふくめて相当数の専門学校が大学に昇格しているからであり、また戦後の学制改革で専門学校も旧制高校も新制大学に転化していくからである。それでは、この時期の高等教育を法制の変化にもとづき、それに教育政策の変化を加味して、次の6期に時期区分してみてゆきたい。

準備期：1868(明治1)年、明治維新—1872(明治5)年「学制」発布—1877(明治10)年

第1期：1877(明治10)年、東京大学の設立—1886(明治19)年

第2期：1886(明治19)年、「帝国大学令」制定—1918(大正7)年

第3期：1918(大正7)年、「大学令」制定—1937(昭和12)年

第4期：1937(昭和12)年、日中戦争の開始—1945(昭和20)年、第二次世界大戦の

敗北

第5期：1945(昭和20)年、占領軍統治—1949(昭和24)年、新制大学成立

問題視角：大学とは、一定の学問についてその時代の最高の真理について研究し、それにもとづく教養と専門知識と技能を教授することによって、社会の指導層（エリート）を育成する高等教育機関である。そのため歴史上の一定の社会や国家は、その発展のために、指導者を養成する大学を創立させ、拡充させるが、それは同時にその時々大学のあり方を基本的に規定する。ただし最高の真理を究明するためには、本来「学問の自由」とそれを保障する「大学の自治」が認められねばならない。そのため大学は、その時々社会の指導層や国家権力の利害と衝突する可能性をも孕んでいる。この点で大学は、これまで歴史上しばしば「学問の自由」と「大学の自治」の侵害を受けることがあった。

## I. 準備期 1868(明治1)年—1877(明治10)年：西洋型大学設立の準備期

政治過程：1869(明治2)年の版籍奉還、1871(明治4)年の廃藩置県、1873(明治6)年の徴兵令、1877(明治10)年の西南戦争によって、中央集権的な藩閥絶対主義政権成立。

経済過程：殖産興業政策により西洋近代工業の移植、官営事業設立。後に財閥となる政商もこの時期に誕生。富国強兵政策推進。

教育過程：最初、明治維新の復古的性格を反映、京都で明治元年、公家の学校、学習院開講、「大学寮代」と改称したが、まもなく閉校。京都で明治2年、皇学所・漢学所設立、「大学寮代」と称したが、明治3年廃止。以後、教育改革の中心は東京に移り、啓蒙主義的西洋型の教育の導入になる。古代「律令制」の官吏養成機関「大学」の名称のみが継承された。

1871（明治4）年、文部省設置、1872（明治5）年、「学制」発布、全国を8（のち7）大学区、1大学区=32中学校、1中学区=210小学校の計画。近代的学校体系の普及を意図。

（大学設立の準備）官立教育機関の「上から」の創出：幕府の教育機関、漢学の昌平坂学問所、漢学と国学の紛争により1871（明治4）年廃止。

幕府の洋学教育機関、開成所は、幾度かの改名の後、1874（明治7）年、東京開成学校。

幕府の西洋医学教育機関、医学所は、幾度かの改名の後、1874（明治7）年に東京医学校。

1871（明治4）年設立の司法省明法寮は、法学校正則科を経て、のちの東京法学校に。

1871（明治4）年設立の工部省工学寮は、1877（明治10）年、工部大学校に。

1875（明治8）年、大蔵省管理の商法講習所設立、後の東京商業学校（一橋大の前身）に。

1875（明治8）年、北海道開拓使、札幌農学校（クラーク博士）設立。以上はいずれも外国人教師による外国語での教授を中心に行なわれた。

私立教育機関：専門学校、大学に発展してゆくものとして「下から」設立されたもの：1868（慶応4）年の慶応義塾（福沢諭吉）、1874（明治7）年の聖公会立教学校（立教大学の前身）、1875（明治8）年の同志社英学校（新島襄）の設立。いずれも在野的性格をもっていた。

## II. 第1期 1877(明治10)年、東京大学の設立—1886(明治19)年、「帝国大学令」制定

政治過程：1874（明治7）年から自由民権運動の

展開、1881（明治14）年、国会開設の勅諭により藩閥専制勢力は天皇制立憲主義（プロシア型の外見的立憲君主制）を準備していた。

経済過程：1883（明治16）年頃から産業革命開始、鉄道（国鉄・私鉄）建設も進展する。地租改正の結果、農地の私有権は認められたが、高率地租のために寄生地主制が拡大した。

教育過程：1879・80年「教育令」：「第5条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス」（総合大学構想）、「第7条 専門学校ハ専門1科ノ學術ヲ授クル所トス」。

官立大学：「教育令」に先立ち、1877（明治10）年、東京開成学校と東京医学校の合併によって東京大学が成立。この段階では、大学はこれ1校のみ。それは最初、法、理、文、医の4学部からなる。1885（明治18）年、法学部は、その前年文部省に移管された東京法学校と合併。1885年、理学部から分離された工芸学部は、同年文部省に移管された工部大学校と合併。入学資格は、中学校卒業後、予備門、または外国語学校をおえた者。この時期にもなお外国人教師が大きな役割を果たしたが、留学により日本人教授を漸次育成。

この段階での「大学の自治」の芽生え。総理（総長）の諮問機関、「大学諮詢会」（総会・部会）。のち総会は評議会、部会は学部教授会になる。総理は文部大臣による官選。総理はただし、教授・助教授の人事について文部大臣にたいして「具状権」（具申権）のみをもつとされた。そのためのに文部大臣による人事への介入の余地が残された。

専門学校：

官立：この段階では、東京商業学校（一橋大学の前身）、東京職工学校（東京工業大学の前身）、農商務省の東京農林学校（1890年に帝大農科大学になる）、東京商船学校があった。

公立：府県立の医学校は、長崎、宮城、秋田、千葉、新潟、金沢、愛知等23校を数えた。

私立：1880（明治13）年設立の東京法学校（法政大学の前身）、同年設立の専修学校（専修大学

の前身)、1881(明治14)年設立の明治法律学校(明治大学の前身)、1882(明治15)年設立の東京専門学校(大隈重信、早稲田大学の前身)、1885(明治18)年設立の英吉利法学校(中央大学の前身)等があった。法学系が主流、後に商学・経済に拡大。官省立大学が高級行政官吏や判事・検事といった高級司法官吏の養成機関であったのに対して、これらの私学には、民権意識の向上といった時代を反映して、立身出世を目指す書生が集まり、代言人(弁護士)や新聞記者などになった。これは、官立東京大学が日本における高等教育機関の「上から」の形成であったのに対して、その「下から」の道であったといえる。

### III. 第2期 1886(明治19)年「帝国大学令」 制定－1918(大正7)年「大学令」制定

経済過程：1907(明治40)年頃には産業革命終了、一定の重化学工業化、その後は財閥中心の独占資本主義化が進展。工業と商業の発展のため多くの技術的・経営的要員の需要が増大した。

政治過程：1889(明治22)年、大日本帝国憲法発布、反動的な天皇制立憲主義の成立。例えば1900(明治33)年、治安警察法(社会運動の取締まり)。だが1912(大正1)年頃から「大正デモクラシー」(藩閥専制政治に対する議会を基礎にした政党政治運動)始まる。

この間、日本資本主義は、半封建的資本主義の構造によって国内市場が狭隘なため、アジア大陸進出を開始し進展させる。1894～95(明治27～28)年、日清戦争、賠償金約2億両獲得、台湾領有、1900～01(明治33～34)年、義和団の乱に始まる北清事変に大規模出兵、賠償金獲得。1904～05年、日露戦争、朝鮮に対する優越権確保、南樺太の領有、旅順・大連の租借、南満州鉄道とそれに付属する鉱山採掘権獲得など。1910(明治43)年、韓国併合。1914～18(大正3～7)年、第一次世界大戦時の山東半島における対独戦争、1915(大正4)年、苛酷な対華二十一カ条要求。

最後通牒により基本部分を認めさせる。

教育過程：1885(明治18)年、伊藤博文を初代総理とする内閣制度が発足。伊藤の信頼をうけた最初の文相森有礼は、翌86(明治19)年、「小学校令」、「中学校令」、「師範学校令」により国家主義的な学校制度を精力的に整備、その一環として「帝国大学令」を制定。1890(明治23)年、教育勅語(儒教的な忠君愛国、忠孝一致の精神による教育の国家統制)発布。その後は1903(明治36)年、「専門学校令」によりその法的整備。

大学：1886(明治19)年、「帝国大学令」、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以ツテ目的トス」(下線は大島、高等教育にも国家主義強調)。東京大学は、ただ1校、帝国大学となった。その学部は6分科大学(法科、医科、工科、文科、理科、1890〔明治23〕年から農科)に再編された。この帝国大学は1897(明治30)年、京都帝国大学の新設とともに東京帝国大学と改名される。京都帝大(法、医、工、文、理)設立の後には、1907(明治40)年、東北(理、医)、1910(明治43)年、九州(医、工、農)、1918(大正7)年、北海道(農、医)、の各帝国大学が設立された〔付表1、参照〕。遅れて近代化したドイツの総合大学が、ヨーロッパの中世大学の伝統を受け継ぎ、哲学、法学、神学、医学の4学部を基本としたのと比較して、日本の官立総合大学の場合、神学部、哲学部はなく、文学部のほか工学部、農学部を設置が特徴。とくに工・農両学部の存在は日本の「上から」の近代化を表現している。各帝国大学は、この時代が必要とする指導的人材、例えば法科は行政・司法の高級官吏、工科は官庁(官業を含む)・会社の高級技術者、理科と文科は大学・専門学校の教師等、トップ・エリートを養成した〔付表2、参照〕。

大学の自治：1893(明治26)年、帝国大学令を改正、教授会の設置を正式に承認し、「帝国大学官制」により教授・助教授の人事について、総長の文部大臣に対する具状権を認めた。そしてまたその自治権を確認し、拡大させる2事件、1905(明

治38)年の東京帝大の戸水事件、1914(大正3)年の京都帝大の沢柳事件が発生した。これらによって、教官の罷免には予め当該教授会の同意が必要とされるようになった。ただし1899(明治32)年の「文官分限令」——「官庁事務ノ都合ニヨリ必要ナルトキ」、教官を休職できる——は残された。沢柳事件のあと京都帝大のみならず各帝大においても総長の公選が行なわれるようになった。専門学校：1903(明治36)年、「専門学校令」発布。専門学校は、「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」として——大学のように学問の研究の課題はなく、主として教育のみを課題とした——法的に整備され、中学卒業生を3～4年間教育し、日本の副次的指導者(サブ・エリート)、たいていは民間の実務的人材を多数「促成的」に養成することになった〔付表3、参照〕。これは、急速な近代化・工業化を達成しようとした日本の歴史的発展が生み出したもう一つの高等教育の型といえる。こうして官立帝国大学を頂点とし、私立の専門学校を底辺とする重層的なその後の日本高等教育制度のヒエラルキーが形成されることになった。

官立：東京外国語、東京音楽、東京美術の各専門学校、千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の各医学専門学校。実業専門学校(商業・工業・農業の分野)としては、東京・神戸・山口・長崎の各高等商業学校。東京・大阪・京都・名古屋の各高等工業学校、等。

公立：京都府立、愛知県立、大阪府立の各医学専門学校、大阪市立高等商業、等。

私立：この時期に設立された専門学校は次の通り。1886(明治19)年の関西法律学校(関西大学の前身)、1887(明治20)年の哲学館(東洋大学の前身)、1889(明治22)年の日本法律学校(日本大学の前身)、1890(明治23)年の国学院(国学院大学の前身)。また同年、慶応義塾は「専門部」の上に「大学部」を設けた。1900(明治33)年、女子英学塾(津田塾大学の前身)、京都法政専門学校(立命館大学の前身)、1903(明治36)年、慈恵医院医学専門学校の設立、等が続く。こうし

た中で日本における日清戦争後の実業ブームにのり、1901(明治34)年、同戦争後の日清貿易促進要員を養成する目的で、愛知大学の前身、東亜同文書院(3年制の専門学校、商務科・政治科)が設立された。

国内における専門学校数(実業専門学校を含む)は、1905年の官立18、公立4、私立41、計63校から、1915年の官立25、公立7、私立56、計88校へと増大した〔付表1、参照〕。

そして1903(明治36)年の「専門学校令」は、その付則にもとづき、1903(明治36)年から、東京専門学校を早稲田大学と称することを、またその後1918(大正7)年までに、慶応、法政、中央、明治、日大等、29の専門学校も、ともに大学を自称することを許した。

#### IV. 第3期 1918(大正7)年、「大学令」制定 —1937(昭和12)年、日中戦争開始

経済過程：第一次世界大戦期、欧米列強が東アジアから一時後退した隙に、日本資本主義は「成上がり者」的に急成長し、独占資本主義に転化した。しかし1920年代、欧米資本主義が東アジアに再進出したとき、日本経済はその過剰設備をかかえ、また弱体な競争力のため慢性的不況に陥り、労働運動や小作争議の高揚をもたらした。日本は対外的には第一次大戦直後には在華紡績といった形で対中資本輸出を行なうまでになったが、その後は貿易収支・経常収支の赤字に苦しみ、そのため米英からの資本輸入に依存せねばならなかった。その結果、日本帝国主義は、貿易・経常収支改善のため、一面では製品輸出市場と安価な原料を求めてアジアを制覇しようとする侵略主義と、他面では、米英圏から重工業製品や原料の供給、とくに資本供給を受けるため、米英協調主義を維持しようとする、二面性をもつようになった。

政治過程：1918(大正7)年9月～21年11月の原敬内閣(政友会、地主・大資本家を社会的基盤)は、最初の本格的政党内閣として、大正デモクラ

シーの時代を高揚させた。その後の代表的な政党内閣をあげれば、21年11月～22年6月の高橋是清、1924年6月～26年1月の加藤高明、1929年7月～31年7月の浜口雄幸、そして1931年4月～32年5月の犬養毅の各内閣である。この犬養内閣は、1932（昭和7）年の軍部クーデター五・一五事件で倒され、最後の政党内閣となった。その間この大正デモクラシー運動は、加藤内閣のもとで1925（大正14）年、男子普通選挙法となって結実した。しかし反面、同年にセットで制定された治安維持法は、それまでに成長してきた左翼運動を徹底的に弾圧することになった。

この頃の外交政策は、1921～22年に締結されたワシントン諸条約（中国の保全と門戸開放、太平洋の現状維持、軍縮）をできるだけ守り、対中進出を抑制しようとする対米英協調主義のいわゆる幣原（喜重郎）外交に典型的に現われている。しかしこの対内的な政党内閣とそれと結びついた対外的な米英協調主義は、1931（昭和6）年の満州事変、1932（昭和7）年の五・一五事件、1936（昭和11）年の二・二六事件によって打破されていった。

教育過程：日露戦争、第一次世界大戦以来の日本の急速な経済発展は、実業界・金融界を含めていっそう多くの大学・専門学校卒業生を需要するようになった。そのため高等教育改革をも重点政策としてかかげる原敬内閣は、1918（大正7）年「高等諸学校創設及拡張計画」を策定し、同年の「大学令」の制定と翌19年の「帝国大学」の改正とによって、明治期以来の高等教育体制を刷新する、大学・専門学校の大幅な増設計画を打ち出した。

帝国大学：1919（大正8）年、「帝国大学令」は、一部改正されて、これまでの分科大学は、学部にも再編され大学としては集権化され、また新学部が創設された。同年、東京、京都両帝大で法学部から経済学部が分離・独立したことは、時代の要請を反映している。

この第3期において帝国大学の設置はさらに次

のように続く。1924（大正13）年、京城〔ソウル〕（法文・医・理工）、1928（昭和3）年、台北（文政・理・農・医）、1931（昭和6）年、大阪（医・理・工）の各帝大である。これを見ると、当時の日本は、大日本帝国の存在を示すように、海外植民地にまで帝国大学を設立するようになった。

しかし原敬の高等教育改革の最大の特徴は、1918（大正7）年制定の「大学令」である。

第1条「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」（下線は大島、国家主義教育）。

第2条「大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以ツテ一大学トスルコトヲ得」（官公私立単科大学可能）。

第4条「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立トナスコトヲ得」（多くの官公私立専門学校の大学への昇格）。

これによりこの第3期に、次のように官公私立大学の増設がおこなわれた〔付表1、参照〕。

官立：1920（大正9）年の東京商科大学（一橋大学の直接的前身）、1922（大正11）年の新潟・岡山の各医科大学、1923（大正12）年の千葉・金沢・長崎の各医科大学、1929（昭和4）年の、神戸商業大学、東京・広島各文理科大学、熊本医科大学。

公立：1921（大正10）年の京都府立医科大学、1928（昭和3）年の大阪市立商科大学。

私立：1920（大正9）年の慶応義塾、早稲田、明治、法政、中央、日本、国学院、同志社の8私立大学の正式認可。1921（大正10）年の東京慈恵会医科大学、1922（大正11）年の龍谷、大谷、専修、立教、関西、拓殖、立命館、1924（大正14）年の駒沢、東京農業、1925（大正15）年の日本医科、高野山、大正、1928（昭和3）年の東洋、上智、1932（昭和7）年の関西学院。ただ、しかしこれらの大学の多くは、予科の上に大学の学部

を設けたが、学生を集めるために、従来の専門学校の過程を「専門部」として残した。

専門学校：1920年から1935年にかけて次のように増大していった〔付表1、参照〕。

官立：1921（大正10）年大阪外語の設立などがみられたが、大学昇格したものもあり、8校と増加なし。実業専門学校は、名古屋商業など20校から一挙に44校に増加。

公立：熊本県立医学専門学校をはじめ4校から9校に増加。

私立：専門学校ないし大学付属の専門部は、62校から100校へと増加。専門学校拡充の一環として、東亜同文書院も、1920（大正9）年から34（昭和9）年まで、中国人を受入れる「中華学生部」を開設し、21年、直接的には外務省所管とはいえ「勅令」により「専門学校令」の適用を受け、4年制に移行。実業専門学校数も5校から14校に増加。

この間、国内の高等教育機関の学生数は、1920年の約6万人から1940年の約23万人へと飛躍的に増加した〔付表4、参照〕。同期間中にその高等教育機関在学者数が当該人口に占める就学率は1.6%から3.7%に上昇したが、戦前日本の高等教育機関は、なお完全に「エリート段階」（当該人口に占める高等教育機関への進学率で15%以下）にとどまり、なお「マス段階」（同比率15～50%）への移行については語りえない。

しかし日本のこの高等教育の量的拡大は、なお次のような問題をはらんでいた。

#### (1) 「学問の自由」・「大学の自治」侵害

この第3期に集中的に、しかし次の第4期にかけて、大学の生命ともいえる「学問の自由」・「大学の自治」の由々しい侵害がなされていった。それは、まず主にマルクス主義を含む左翼学説に対する弾圧から始まった。それらを列挙すれば、1919/20（大正8/9）年の東京帝大の森戸辰男助教授事件、23（大正11）年の早稲田大学研究室蹂躞事件、28（昭和3）年、東京帝大の大森義太郎助教授、京都帝大の河上肇教授、九州帝大の向坂

逸郎、石浜知行、佐々弘雄3教授の各事件、1930（昭和5）年の東京帝大の山田盛太郎・平野義太郎両助教授事件、37（昭和12）年の東京帝大の矢内原忠雄教授事件、38（昭和13）年の東京帝大の大内兵衛教授、有沢広己・脇村義太郎両助教授事件、38/39年の東京帝大の河合栄治郎教授（社会民主主義者）事件であった。

そして1930年代以降は、マルクス主義を生むのは自由主義であるとして、自由主義学説までも弾圧されるにいたった。その代表例は、1933（昭和8）年の京都帝大における自由主義的刑法学者、瀧川幸辰教授事件であり、瀧川教授の辞任は、教授会の承認はなく、むしろ強い全学的な反対にもかかわらず、内閣により「文官分限令」にもとづき休職、ついには辞任に追い込まれた。また1935（昭和10）年に起こった美濃部達吉博士の「天皇機関説」——大正デモクラシーの理論的根拠となった——にたいする糾弾は、博士がすでに東京帝大を定年退官していたため、同大学自体では深刻な問題にはならなかったが、これを契機に文部省は各大学に対して、その憲法講義が美濃部説かどうかの調査を実施し、幾人かの憲法学者が大学を去らねばならなかった。さらに39（昭和14）年には、日本古代史の神話的・非科学的部分を分析し批判した、早稲田大学の津田左右吉教授が辞任させられている。

#### (2) 学生運動の発展とその弾圧

国際的には1917（大正6）年のロシア革命、国内的には18（大正7）年の米騒動、22（大正11）年の日本共産党の結成、慢性的不況下のもとでの労働運動や小作争議の発展、大学・専門学校卒業生の増加によって深刻化した就職難、こうした社会的背景のもとで、左傾化した学生運動が発展した。1918年の東京帝大において、その思想「民本主義」で大正デモクラシーを支えるもう一人のイデオログ、吉野作造教授のもとで生まれた「新人会」や、1922（大正11）年、23大学・高校・専門学校の社会科学研究会を結集して生まれた学生連合会、などがそれを示している。それらは、

労働者や農民の闘争と結びつき、また1924（大正13）年には「軍事教育反対全国同盟」を結成し、教育の軍国主義化に反対したが、25（大正14）年制定の「治安維持法」にもとづき、1928（昭和3）年の三・一五事件、翌29年の四・一六事件などによって弾圧されていった。

東亜同文書院でも、1930（昭和5）年、学生の学園民主化闘争が発生し、またその直後、中国共産党と結びついた卒業生・在校生による日本海軍に対する反戦ビラ配布事件が起こっている。

#### V. 第4期 1937(昭和12)年、日中戦争の開始—1945(昭和20)年、第二次大戦の敗北

経済過程：1929年に始まった世界恐慌は、各国に甚大な否定的影響を及ぼし、日本においてもとくに農業に深刻な損害をもたらした。その克服のため、英・独はそれぞれブロック経済を結成し、日本も1932年建国の傀儡満州国、ついで1935年に組織した華北の傀儡政権地域を束ねた日・満・支の円ブロックを結成した。しかしこの円ブロック内で日本の貿易収支は黒字であっても、対米、対英経済圏に対しては依然として赤字を続けたため、同ブロックを華中・華南から東南アジア諸国へと拡大しようとする志向が強まった。満州事変以降の急速な軍需生産拡大のなかで、三井・三菱などの旧財閥もあらたに成長し、また日産・日窒などの新興財閥の勃興もみられ、それらの新旧両財閥と軍部との緊密な関係、いわゆる「軍財抱合」が形成され、それが日本の帝国主義的侵略主義推進の社会的基盤となった。

政治過程：1936（昭和12）年の二・二六事件は、軍部内の皇道派を抑えたものの、それを行なった統制派が主流となって、日本政治を全体として支配するようになった。こうしたなかで1937（昭和12）年6月、第1次近衛文麿内閣が登場し、同年7月、日中戦争が勃発し拡大していく。同内閣は同年、政府の統一的な政策立案機関「企画院」を設け、翌38（昭和13）年、「国家総動員法」を

制定、戦時経済体制を確立した。1940（昭和15）年、第2次近衛内閣は全政党を解散させる大政翼賛会を結成し、天皇制ファシズムが確立した。

教育過程：国家総動員法と関連して、1939（昭和14）年、「科学動員実施綱領」が発表された。その目的の一つは、軍事生産増強のために理工系の高等教育機関を増設し、その研究を強化することである。その他にも文部省は、東亜新秩序や大東亜共栄圏に関する人文・社会科学研究を推進しようとした。

大学：その新設は日中戦争開始以後、全体としては抑制されていた〔付表1、参照〕。

官立：1938（昭和13）年の名古屋帝大（医・工・理）、国体明徴運動——天皇の絶対主権を強調——の時期らしく1940（昭和15）年の神宮皇学館の2校。公立の新設はなし。

私立：国内では1939（昭和14）年の藤原工業、42（昭和17）年の興亜工業、43（昭和18）年の大阪理工といずれも理工系であった。しかし海外では愛知大学の前身、4年制の専門学校であった東亜同文書院は、「大所高所に立って広く東亜の経綸に参画し得る人材を養成する必要」から、1939（昭和14）年、総理大臣、文部大臣、外務大臣が副署した「勅令」によって、大学（予科2年・学部3年）に昇格している。こうして同文書院は、戦前、国内・外にあった日本の54大学のうち51番目に大学となった。

しかし大学の科学動員は、官立・私立大学における学部、学科、研究所の増設をつうじて勢力的に推進された。例えば、京都帝大における1939～42（昭和14～17）年の工学部内での4学科の増設、東京帝大における1942（昭和17）年の第二工学部の設立、早稲田大学における1942～43（昭和17～18）年の理工学部での4学科の増設、その他、官立大学での1939～45（昭和14～20）年における東京工大の資源科学研究所をはじめ25もの理工系研究所の設立が、それである。

人文・社会科学系のアジア研究としては、京都帝大での1939（昭和14）年設置の人文科学研究所、

同大学・経済学部付属の同年設置の東亜経済研究所、早稲田大学での1940（昭和15）年設置の興亜経済研究所、東京帝大の1941（昭和16）年設置の東洋文化研究所、東京商大での1942（昭和17）年設置の東亜経済研究所などがあり、同文書院の大学昇格もこうした流れの中にあった。

専門学校：戦時体制のもとでの大学の設立抑制・理工系中心のその再編の反面、手取り早く要員を供給するために、専門学校はこの間まさに粗製濫造されていった。

官立：1937（昭和17）年設立の東京農業教育以下7校、実業専門学校は1939（昭和14）年設立の室蘭工業以下9校。

公立：1940（昭和15）年設立の府立高等工業以下45校。

私立：専門学校または大学付属専門部は54校。公私立を問わず、戦時体制に即応して理・工・医・獣医系が圧倒的に多く、しかもその設立はすでに敗色濃い1944・45年に集中している。

そのなかで、1941（昭和16）年、興亜専門学校、42年には東洋語学専門学校と東亜専門学校が設立されているのがいま一つの特徴である。東亜同文書院大学も1943（昭和18）年、3年制の付属専門部を増設した。

しかしこの長期戦争の時期、日本の大学を頂点とする高等教育機関には、以下のようなその存立そのものを危うくするような根本的な危機が拡大・深化していった。

勤労働員、学徒出陣、大学の崩壊

(1) 学徒勤労働員 1937（昭和12）年、「国民精神総動員実施要綱」により学徒の勤労奉仕が導入された。東京帝大では翌年から年5日間。1939（昭和14）年から、中学2・3年以上大学生まで、年15～20日間。1944（昭和19）年1月から、動員期間は年4カ月間、さらに同年2月には今後、年1年間とされ、そして同年3月には4月1日より1年間授業停止となった。1945年3月現在、大学・専門学校学徒の勤労働員率は64%に達した。1944年10月、東亜同文書院大学でも学徒勤

労隊が編成され、上海江南造船所へ動員され、そこで12月、米軍機の爆撃を受け、6名が死亡している。

(2) 大学の軍事化、学徒出陣 すでに1925（大正14）年から、中学以上では配属将校による教練が導入されていたが、大学だけは任意の申出により実施された。1927（昭和2）年から早稲田、1937（昭和12）年から同文書院で。同年にはまた同文書院からは従軍通訳が出陣。1939（昭和14）年、教練は全大学でも必修化。1941（昭和16）年、大学修業期間の3カ月短縮。1942（昭和17）年、同6カ月短縮。1943（昭和18）年10月、学生徴兵猶予停止、20歳以上の文科系学生はいわゆる学徒出陣、これらの過程はすべて東亜同文書院大学にも適応された。東京帝大の学生数は半減、同文書院でも同年11月27日、学徒出陣。

戦争末期には大学・専門学校は、空襲以外にも、勤労働員と学徒出陣により事実上、内部崩壊。

## VI. 第5期 1945(昭和20)年、第二次大戦の敗北－1949(昭和24)年、新制大学の成立

この時期は、日本が第二次世界大戦に敗北し、連合国により占領され、種々の民主化が急激に行なわれ、また広範な教育改革が実施された時期である。

経済過程：いわゆる3大改革（財閥解体、農地改革による寄生地主制の廃止、労働3権の確立）のほか、海外植民地の全面的放棄、財政民主化による軍事予算の廃止、これらは非民主的な天皇制立憲主義、転じて天皇制ファシズムの経済的基盤を除去した。

政治過程：1945（昭和20）年10月15日、治安維持法の撤廃。1946（昭和21）年11月3日、日本国憲法の公布、翌年5月3日の施行。その精神は平和主義と主権在民、象徴天皇制と議会主義、民主主義にもとづく広範な自由権の容認、とくに憲法23条は、〔学問の自由〕「学問の自由はこれを保障する」と、高らかに明記している。

教育過程：この時期、各大学では軍事研究はほぼ自主的に廃止された。そしてGHQの指令にもとづき、戦前・戦中にその思想・学説ゆえに大学を去らねばならなかった教員の復帰が実現した。さらにこれまたGHQの指令により、軍国主義・超国家主義的な学問と活動をしていた教員の公職追放もなされた。本格的な教育改革の実施や新制大学発足以前であったが、国内の多くの大学が戦災の被害にあい、入学定員の増加が見込めず、また海外からの引揚げ学徒も多数いたため、文部省は、GHQの民間情報教育局(CI&E)の承認をえて、幾つかの大学を旧制大学として認可した。東海大学、愛知大学、玉川大学、等である。

上海の校地・校舎を中国側に接収された東亜同文書院大学の教職員・学生が引揚げ、かれらが中心になって新たに民主主義・国際平和主義・地方重視の理念のもとに、1946(昭和21)年11月15日、設立されたのが愛知大学(予科3年・法経学部3年)である。

その後の民主的な教育改革のなかで、「学問の自由」と「大学の自治」は、戦前と比較して格段に保障されるようになった。前記の憲法第23条に加えて、1947(昭和22)年3月施行の「教育基本法」では、第2条(教育の方針)で「……学問の自由を尊重し、……」と、第10条(教育行政)では「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接責任を負ってなされるべきものである」、と規定された。同年4月施行の「学校教育法」も、第52条(目的)「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用の能力を展開させることを目的とする」、と規定している。上記「教育基本法」第10条や「学校教育法」第52条は、戦前における大学教育の国家主義的原理を明確に否定し、民主的な個人主義・国民主義的原理を強調している。

## むすび

日本は、明治維新の結果、徳川幕藩体制の封建制度を打破し、欧米の半植民地化をまぬがれ、アジアで最初に近代国家を建設した。しかしそれは「上から」近代化され、殖産興業・富国強兵政策を推進するものであり、そのため経済構造においても寄生地主制や財閥など半封建的な要素を内包し、とくに政治構造において反民主的な天皇制立憲主義の形態をとった。しかしそのような歪んだ社会的枠組みのなかでも、行政の中央集権化や司法の一定の近代化、そして資本主義的な工業や商業が急速な発展を遂げていった。

このような国家・社会の発展に必要な主な指導者層(高級行政・司法官吏、高級技術者、高等教育機関の教員、医者、ややのちには上級サラリーマン)の養成に応えたのが、日本の旧制大学であり、またその官民の副次的で実務的指導層を育成したのが旧制の専門学校や実業専門学校であった。この大学を上位に、専門学校や実業専門学校を底辺にもつ日本の高等教育体制は、学校数を示した〔付表1〕と学生数を示した〔付表4〕とを、もう一度顧みれば明瞭になろう。しかも量的には、専門学校部門においてはもちろん、大学部門においても、20世紀初頭から私立が官立を凌駕していく傾向を示していた。

この日本の高等教育機関は、人文・社会科学、自然科学、工学、医学等の各学問分野において欧米先進国の最新の学問的成果を積極的に急速に摂取し、日本の国家運営や経済発展、国民の健康状態の改善、文化向上に効果的に寄与した。このことは正当に評価されねばならない。しかしその研究と教育の仕方が、非民主主義・軍国主義・侵略主義の内容をもった国家主義的原理に従属させられ、かならずしも国民の生活と福祉の向上とは結び付かなかつたという側面も指摘されねばならない。

そしてもう一つの特徴として、女子の高等教育への道は非常に狭いものであったということであ

る。たしかに一部に、女子大学を名乗る日本女子大学校や東京女子大学といった女子専門学校、それに英学塾や神戸女学院などの女子専門学校、さらに医・歯・薬科の女子専門学校、それに東京・奈良の女子高等師範が出現していた。そのため女子専門学校の入学者数は、1920（大正9）年のわずから900人から、35（昭和10）年の4,800人に増加している。しかしそれでも同年の女子専門学校入学者の女子中等教育卒業者に対する比率はわずかに0.05%にすぎなかった。これは、女子の高等教育への進学要求がなお低く、また他の高等教育機関では、原則として男女共学が認められていなかったためである。

大学の本質ともいえる「学問の自由」とそれを保障する「大学の自治」は、当時の非民主的な法体系（旧憲法・不敬罪規定を含む旧刑法・治安警察法・治安維持法・出版法・文官分限令、等）のもとで著しく制約を受け、加えて軍部や政府が推進した非合理的な国体明徴運動（天皇制イデオロギー）の重圧が加わり、つぎつぎと蹂躪されていた。こうして1919年代以降、まず左翼学説とそれをもった教員・学生への弾圧・排除が、1930年代以降はそれに加えて、自由主義学説とそれをもった教員の排除さえ行なわれた。

1930年代以降、天皇制立憲主義から転化した天皇制ファシズムは、1931（昭和6）年、満州事変、1937（昭和12）年、日中戦争、1941（昭和16）年、太平洋戦争へと、帝国主義的侵略戦争を拡大し、そのなかでついに学徒を勤労働員し、また「学徒出陣」と称して軍事動員し、大学の機能はほとんど停止するまでに、それを破壊してしまった。それまでの過程は、戦前わが国の旧制大学・高等教育機関のまさに「栄光と悲惨」の歴史であった。

わが国の旧制大学史から、私たちが読取るものは、大学の健全な発展のためには、もちろん大学構成員（教員・職員・学生）の強い自治意識が必要であるが、なによも大学の存立と発展を支えるには、基盤として民主的で平和な社会が不可欠だ

という認識であろう。

愛知大学の前身校、東亜同文書院専門学校と同大学は、中国の上海にあり、直接的な所管庁は文部省ではなく外務省（1942年11月以降は大東亜省）であり、学生も多くは県費生であるといった、極めて特殊性の強い高等教育機関であった。だからといって、それは日本の教育機関からまったく離れた例外的な存在ではなく、東京にあったその経営母体、東亜同文会が日本の団体であるかぎり、また日本の「専門学校令」や「大学令」の適用を受けていたかぎり、それは日本の文教政策や対外政策によって規定されねばならなかった。同文書院も同文書院大学も日本の高等教育機関全体がもった発展の一般性に貫かれていた。それは既述の下線を引いた多くの個所からも窺えるであろう。

#### 参考文献

##### 〔歴史〕

- 井上清、『日本の歴史 20 明治維新』、中央公論社、1966年
- 色川大吉、『日本の歴史 21 近代国家の出発』、中央公論社、1967年
- 隅谷三喜男、『日本の歴史 22 大日本帝国の試練』、中央公論社、改版、2006年
- 今井清一、『日本の歴史 23 大正デモクラシー』、中央公論社、1966年
- 大内力、『日本の歴史 24 ファシズムへの道』、中央公論社、1967年
- 林茂、『日本の歴史 25 太平洋戦争』、中央公論社、1967年
- 江口圭一、『十五年戦争の開幕』、小学館、1982年
- 江口圭一、『十五年戦争小史』、青木書店、1986年
- 江口圭一、『日本帝国主義史研究』、青木書店、1998年
- 山崎隆三編、『現代日本経済史』、有斐閣、1985年
- 〔大学史〕
- 東京大学史講座編、『日本の大学』、東京大学出版会、1968年
- 天野郁夫、『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版会、1989年
- 天野郁夫、『旧制専門学校論』、玉川大学出版会、1993年
- 天野郁夫、『教育と近代化 日本の経験』、玉川大学出版会、1997年

伊藤彰浩、『戦間期日本の高等教育』、玉川大学出版会、1999年  
 佐藤能丸、『近代日本と早稲田大学』、早稲田大学出版部、1991年  
 佐藤能丸、『大学文化史——理念・学生・街——』、芙蓉書房出版、2003年  
 伊ヶ曉生、碓田登、『私学の歴史』、新日本出版社、1967年  
 唐澤富太郎、『学生の歴史』、創文社、1955年  
 久保義三、『昭和 교육史 天皇制と教育の史的展開』、三一書房、1994年  
 稲岡進、絲屋寿雄、『日本の学生運動』、青木書店、1961年  
 石堂清倫、豎山利忠編、『東京帝大新人会の記録』、経済往来社、1976年  
 H・スミス著、松尾尊寛・森史子訳、『新人会の研究』、東京大学出版会、1978年  
 伊ヶ崎曉生、『大学の自治の歴史』、新日本出版社、1965年  
 酒井吉栄、『学問の自由・大学の自治研究』、評論社、1979年

寺崎昌男、『大学史の意義を考える』、『愛知大学史紀要』第1号、1994年3月  
 羽田貴史、『戦後大学改革の過程——戦後大学政策・制度・行政の展開——』、同誌  
 太田明、『大学史をどう語るか——大学史講義案——』、愛知大学一般教育研究室編、『一般教育論集』31号、2006年  
 愛知大学小史編集会議編、『愛知大学——六十年の歩み——』、梓出版社、2006年  
 [資料]  
 東京大学百年史編集委員会編、『東京大学百年史』 通史二、東京大学、1985年  
 京都大学百年史編集委員会編、『京都大学百年史』総説編、京都大学後援会、1998年  
 大学史編纂委員会編、『東亜同文書院大学史 創立八十年記念誌』、滬友会、1987年  
 愛知大学五十年史編纂委員会編、『愛知大学五十年史』、通史編、愛知大学、2000年  
 [辞書]  
 『教育学大事典』、第2、第4巻、第一法規、1978年

付表1 戦前日本の国内における高等教育機関の校数（1905～40年）

		1905	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1940
		(明治38)	(明治43)	(大正4)	(大正9)	(大正14)	(昭和5)	(昭和10)	(昭和15)
大 学	官	2	3	4	6	11	17	18	19
	公	—	—	—	2	4	5	2	2
	私	—	—	—	8	19	24	25	26
	計	2	3	4	16	34	46	45	47
高 等 学 校	官	8	8	8	15	25	25	25	25
	公	—	—	—	—	1	3	3	3
	私	—	—	—	—	3	4	4	4
	計	8	8	8	15	29	32	32	32
専 門 学 校	官	8	9	8	8	7	8	8	8
	公	3	5	5	4	3	8	9	9
	私	39	48	53	62	75	95	100	104
	計	50	62	66	74	85	111	117	121
実業専門学校	官	10	13	17	20	44	42	44	51
	公	1	2	2	2	2	2	2	3
	私	2	2	3	5	4	8	14	18
	計	13	17	22	27	50	52	60	72
高等師範学校	官	3	4	4	4	4	4	4	4
総 計	官	31	37	41	53	91	96	99	107
	公	4	7	7	8	10	18	16	17
	私	41	50	56	75	101	131	143	152
	計	76	94	104	136	202	245	258	276

注) 上記の数字に含まれない、文部省所管以外の外地にあった高等教育機関として、1924(大正13)年設立の京城帝国大学、28(昭和3)年設立の台北帝国大学、36(昭和11)年設立の旅順工科大学、満州医科大学、そして1901(明治34)年専門学校として発足し、39(昭和14)年大学に昇格した東亜同文書院大学があった(——大島)。

出典：伊藤彰浩、『戦間期日本の高等教育』、玉川大学出版部、1999年、79ページより作成。

付表2 1901（明治34）年の東京帝国大学各分科大学卒業者の職業分布（％）

	法	医	工	文	理	農	計
大学・学校	4.5	17.6	9.9	87.2	70.7	24.9	24.2
政府・官業	64.0	47.0	44.8	6.1	17.3	66.2	46.7
民間企業	17.0	2.3	39.8	1.9	11.2	3.8	16.9
専門職業	10.7	32.8	—	0.3	—	1.3	8.7
自営	—	—	4.9	3.1	0.4	1.7	2.8
政治	3.2	0.3	—	0.3	0.4	0.3	0.3
その他	0.6	—	0.6	1.1	—	1.8	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人数	964	596	901	374	260	390	3,485

出典：天野郁夫、『旧制専門学校論』、玉川大学出版部、1993年、124ページ。

付表3 20世紀初頭の私立専門学校卒業者の職業分布（％）

	慶応 <sup>(1)</sup>	早稲田 <sup>(2)</sup>	明治 <sup>(2)</sup>			日本 <sup>(3)</sup>
			法	政	商	
学 校	1.5	9.0	0.7	—	3.5	6.8
政府・官業	2.1	6.9	22.9	—	6.7	32.1
民間企業	52.1	24.1	14.6	51.4	79.0	16.8
専門職業	—	1.3	10.1	—	—	6.7
自営	10.6	45.2	29.8	11.1	3.2	31.8
政治	—	1.5	2.2	2.1	3.2	3.5
その他	4.1	12.0	7.4	0.7	0.8	2.3
不 明	29.6	—	12.3	34.7	3.6	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人数	530	6,140	5,208	144	371	5,112

注) (1)1903（明治36）～1908（明治41）年、(2)1909（明治42）年まで、(3)1917（大正6）年まで。

出典：同書、148ページ。

付表4 戦前日本の国内における高等教育機関の在学者数（1910～40年）

		1910 (明治43)	1920 (大正9)	1930 (昭和5)	1940 (昭和15)
大 学	官	6,025	7,347	21,293	23,806
	公	—	419	1,413	903
	私	—	3,721	20,550	27,531
	計	6,025	11,487	43,256	52,240
大 学 予 科	官	—	701	1,498	1,941
	公	—	456	950	636
	私	—	6,178	20,058	22,572
	計	0	7,335	22,506	25,149
高 等 学 校	官	6,341	6,631	16,051	15,287
	公	—	—	1,199	1,304
	私	—	—	1,001	1,128
	計	6,341	6,631	18,251	17,719
専 門 学 校	官	4,260	3,656	3,426	4,460
	公	1,662	975	1,978	3,139
	私	18,852	17,457	54,677	82,583
	計	24,774	22,088	60,081	90,182
実業専門学校	官	6,106	7,957	19,173	32,007
	公	443	655	568	1,202
	私	359	963	1,610	8,266
	計	6,908	9,575	21,351	41,475
高等師範学校	官	1,145	1,591	2,403	2,843
	計	1,145	1,591	2,403	2,843
総 計	官	23,877	27,883	63,844	80,344
	公	2,105	2,505	6,108	7,184
	私	19,211	28,319	97,896	142,080
	計	45,193	58,707	167,848	229,608

注：1）大学は大学院・研究科在学者を含み、選科・予科・付属専門部・実科在学者は除く。

2）高校は尋常科・特設予科在学者を除く。

3）専門学校・実業専門学校は本科在学者のみ。大学付属の専門部・実科を含む。

4）外地にあり、文部省所管外の、1924（大正13）年設立の京城帝国大学、28（昭和3）年設立の台北帝国大学、36（昭和11）年設立の旅順工科大学、満州医科大学、そして1901（明治34）年専門学校として発足し、39（昭和14）年、大学に昇格した東亜同文書院大学は含まれていない（——大島）。

出典：伊藤彰浩、『戦間期日本の高等教育』、玉川大学出版部、1999年、80ページより作成。